

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の概要について

企画部財政課

自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）が施行され、4 つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と早期健全化基準、財政再生基準の 2 つの基準、及び公営企業の資金不足比率と経営健全化基準が定義されました。

	平成 22 年度決算 算出結果	早期健全化基準	財政再生基準	(参考) 地方債協 議・許可移行基準
		財政健全化計画の策定、外部監査の要 求等	財政再生計画の策定、計画につ いて国の同意手続き、地方債の 制限、再生振替特例債等	
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	— (黒字)	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ 11.25～15% (可児市：12.58%)	都道府県：5% 市町村：20%	都道府県：2.5% 市町村：財政規模 に応じ 2.5～10% (可児市：3.3%)
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	— (黒字)	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ 16.25～20% (可児市：17.58%)	都道府県：20% (※) 市町村：35% (※)	—
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重 を示す比率	6.4%	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%	18%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負 担すべき実質的な負債を捉えた比率	— (負担見込額なし)	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—	—
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	— (黒字)	経営健全化基準 20%	—	10%

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3 年間の経過的な基準（市町村は H21、22 40%、H23 35%、H24～ 30%）が設けられています。

1 健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計					
	一般会計等に属する特別会計	飲料水供給事業特別会計				
		自家用工業用水道事業特別会計				
		可児駅東土地区画整理事業特別会計				
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	
					国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	
					老人保健事業特別会計	
					後期高齢者医療特別会計	
					介護保険特別会計（保険事業勘定）	
					介護保険特別会計（介護サービス勘定）	
公営企業に係る会計		法適用企業	水道事業会計			
			簡易水道事業特別会計			
		法非適用企業	公共下水道事業特別会計			
			特定環境保全公共下水道事業特別会計			
		農業集落排水事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		可茂衛生・市場・可児川防災・可茂消防・中学校組合・可茂広域・農業共済・退職手当組合・市町村会館組合・後期高齢者連合（9組合1連合）				
地方公社・第三セクター等		土地開発公社・岐阜県信用保証協会				

2 各指標の算出について

$$(1) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

※標準財政規模＝自治体が標準的なとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）〔以下同じ。〕

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

○算出結果 : - (赤字額なし) 【 早期健全化基準 12.58% 】

$$(2) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額＝（公営企業会計以外の会計の実質赤字額の合計＋公営企業会計の資金不足額の合計）が（公営企業会計以外の会計の実質黒字額の合計＋公営企業会計の資金剰余額の合計）を超えた額

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することになり、赤字の早期解消を図る必要があります。

○算出結果 : - (赤字額なし) 【 早期健全化基準 17.58% 】

$$(3) \text{ 実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 カ年平均)

※準元利償還金＝以下の①から④までの合計額

- ①一般会計からの繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ②組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの
- ③債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ④一時借入金の利子

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上になると財政健全化計画の策定等が必要となります。

一般会計においては、起債額が元金償還額を超えないようにすることで公債費負担の軽減に努めており、今年度は前年度の7.4%から1.0ポイント減の6.4%となりました。

○算出結果 : **6.4%** 【 早期健全化基準 25.0% 】 前年度比 △1.0ポイント〔平成21年度7.4%〕

$$(4) \text{ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込み額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額＝以下①から⑧までの合計

- ①一般会計等の前年度末の地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地財法第5条各号の経費に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込み額
- ④加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込み額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
- ⑥市が設立した法人等の負債額、債務を負担している場合の当該債務の額のうち負担見込み額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じてくる可能性が高くなります。

○算出結果 : - (負担見込額なし) 【 早期健全化基準 350.0% 】

$$(5) \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額：(法適用企業) = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－
解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債現在高)－解消可能資金不足額

※事業の規模：(法適用企業) = 営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準 20%以上になると経営健全化計画策定等が必要となります。

○算出結果 : 全公営企業会計 - (資金不足額なし) 【 経営健全化基準 20.0% 】

3 財政指標の審査・公表等

(1) 健全化判断比率の公表等

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。(第3条)

(2) 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。(第22条)

総括表① 健全化判断比率の状況（平成22年度決算）

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
212148	岐阜県	可児市	-	-	6.4	-
団体区分	3.市					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.58	17.58	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	35.00	35.0	
18,315,750	2,069,385					

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成22年度決算)

団体名 可児市

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算出した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成20年度	2,479,713			1,618,175	627,123	115,085		954,794	433,951	1,166,139	993,844	79,300
平成21年度	2,181,723			1,635,053	634,102	114,715		881,211	387,129	1,180,486	1,082,204	80,328
平成22年度	2,215,857			1,621,790	634,790	114,348		998,641	357,593	1,169,700	1,151,464	83,311

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成20年度	1,456	1,584	16,643,955	507,831	784,730
平成21年度	1,457	1,532	15,815,173	1,057,514	1,217,919
平成22年度	1,450	1,571	14,182,272	2,064,093	2,069,385

⑱
地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成20年度	7.92273
平成21年度	6.19403
平成22年度	5.29273

実質公債費比率(3カ年平均)
6.4

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成20年度	93,614				21,471				
平成21年度	93,697				21,018				
平成22年度	93,783				20,565				

総括表④ 将来負担比率の状況（平成22年度決算）

団体名 **岐阜県可児市**

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額			連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
18,397,012	1,953,285	21,112,797	1,531,212	385,830	0	0	0	0	0	0
(分母比) 118	13	136	10	3						

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
7,021,427	11,829,865	11,829,261	32,174,379
(分母比) 45	76	76	207

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>将来負担額 A</td></tr> <tr><td>43,380,136</td></tr> </table>	将来負担額 A	43,380,136	-	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>充当可能財源等 B</td></tr> <tr><td>51,025,671</td></tr> </table>	充当可能財源等 B	51,025,671	=	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>A - B</td></tr> <tr><td>-7,645,535</td></tr> </table>	A - B	-7,645,535	=	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>将来負担比率 (%)</td></tr> <tr><td>-</td></tr> </table>	将来負担比率 (%)	-
将来負担額 A														
43,380,136														
充当可能財源等 B														
51,025,671														
A - B														
-7,645,535														
将来負担比率 (%)														
-														
<hr/>														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>標準財政規模 C</td></tr> <tr><td>18,315,750</td></tr> </table>	標準財政規模 C	18,315,750		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>算入公債費等の額 D</td></tr> <tr><td>2,765,089</td></tr> </table>	算入公債費等の額 D	2,765,089		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>C - D</td></tr> <tr><td>15,550,661</td></tr> </table>	C - D	15,550,661		-49.1		
標準財政規模 C														
18,315,750														
算入公債費等の額 D														
2,765,089														
C - D														
15,550,661														

